

【用語説明】

※アイウエオ順

・ 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患などの基礎疾患を有する者や妊婦のように発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。

・ インフルエンザウイルス

ヒトに感染し、インフルエンザを引き起こす原因となるウイルスのこと。

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指す。）

・ 疫学調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第15条でいう感染症の発生の状況、動向及び原因の調査のこと。

・ 空気感染

飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（0.005ミリメートル以下）である飛沫核となって空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路のこと。飛沫核感染ともいう。

飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

・ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによってインフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。

・ 抗原性

体内に免疫体（抗体）を作らせるタンパク性物質で、その性質のこと。

・ SARS

重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome：サーズ）のこと。

平成15年に中国を中心としたアジアで感染拡大し、当初原因不明の急性肺炎と言われた。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で二類感染症に指定されている。

・ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して状況を監視することを意味する。

特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

・ **事業継続計画**

企業などの組織におけるリスクマネジメントの一部であり、災害や情報システムのトラブルに対し、事業を形成する業務プロセスや資産を適確に守るための計画のこと。業務継続計画（BCP）ともいう。

・ **指定(地方)公共機関**

特措法第2条で定義される指定公共機関と指定地方公共機関のこと。

① 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるものをいう。

② 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

・ **新感染症**

既に知られている感染症と異なり危険度が高いと考えられる新たな感染症が確認された場合で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）により指定される感染症のこと。

・ **診療継続計画**

新型インフルエンザ等が発生した際に医療機関が診療を継続し、急激に増加する新型インフルエンザ等の患者への対応とその他の慢性疾患の患者への医療を平時よりも少ない医療スタッフで提供するための診療継続の方法についてあらかじめ検討したもの。

・ **咳エチケット**

厚生労働省がインフルエンザの感染拡大を防ぐために呼びかけている次の3条のこと。

「咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける」

「使用後のティッシュは、すぐにふた付きのゴミ箱に捨てる」

「症状のある人は、マスクを正しく着用し、感染防止に努める」

・ **接触感染**

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路のこと。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることにより、ウイルスが媒介される。

・ **WHO**

世界保健機構のこと。

- ・ **特措法第28条に規定される登録事業者**

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者。

- ・ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- ・ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）のこと。

発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

- ・ **パンデミック**

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- ・ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

- ・ **飛沫感染**

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（0.005ミリメートル以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路のこと。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。